

## — 120年ぶりの民法大改正 —

### 中小企業への影響

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所  
税理士



「民法の一部を改正する法律案」が、2015年3月31日に閣議決定、同日国会に提出されました。これは、民法の債権法の改正に関わる法案であり、関連する法令の改正を行うための法律案も同時に閣議決定され、国会に提出されています。

この民法改正法案が成立すれば、債権法が含まれる現在の民法財産編が1896年の民法制定・公布以来120年ぶりの大改正となり改正項目は200項目に及びます。民法は、日常生活や経済活動を規律する基本的な法律でありながら、国民に分かりにくく、社会や経済の実態に合わなくなっている部分がありトラブルも起きていることから、「国民にとって分かりやすい民法」、「社会・経済の変化に対応した民法」の実現が改正の目的とされています。

民法改正法案は、原則として、民法改正法案が成立した後の「公布の日」から起算して3年以内の政令で定める日から施行するとしていますので、2015年に成立・公布されれば、実際の施行は2018年からとなりそうです。

そこで今月号では、民法改正法案のうち中小事業者にも影響のある重要な改正項目として、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備などを中心に見ていきたいと思います。

#### 〔質問1〕

債権や契約の分野の民法改正案のうち、中小企業に影響が予想される主な改正項目を教えてください。

#### 〔回答〕

債権関係の民法改正項目は200項目に及びますが、主なポイントとして以下の5項目については

押さえておく必要があると思われます。

- (1) 消滅時効を原則5年に統一
- (2) 法定利率を5%から3%へ引き下げた上で変動制導入
- (3) 第三者による個人保証の制限
- (4) 定型約款の「みなし合意」
- (5) 賃貸契約の「敷金」を定義

図1：民法改正法案の主なポイント

	現 行	改 正 法 案
(1) 消滅時効	・原則10年 ・業種ごとに異なる	原則5年に統一
(2) 法定利率	5%（民事法定利率） （商法：商事法定利率6%）	当初3%の変動制（3年ごとに見直し）
(3) 個人保証	第三者個人保証による悲劇の実態	公証人による確認手続きが必要
(4) 定型約款	明文規定がなくあいまい	・みなし合意により「クリック注文」も正式契約 ・相手方に不利益なものは無効
(5) 敷 金	通常の使用による損傷や経年劣化の原状回復費の負担者について明文規定なし	経年劣化は賃借人に修理義務なし、敷金は原則賃借人に返還などを明文化

〔質問2〕

現行民法では債権の消滅時効は10年とされていますが、業種ごとに異なる短期消滅時効があるなど分かりにくかった制度は、どのような改正が予定されていますか。

〔回 答〕

一定期間の経過によって債権等の財産権が消滅する制度のことを「消滅時効」といいます。現行民法では、債権の消滅時効を原則「10年」とするとともに、図3のような業種ごとに異なる短期消滅時効が民法170条から174条に規定されています。なぜ極めて限定的な職業に限って消滅時効が短いのか、民法制定当時に比して業種も多様化している現代の経済社会にあって、その根拠を合理的に説明することが困難となっていることが指摘されています。

そこで改正法案では、以下のような改正が予定されています。

に現行民法第170条から第174条に列挙されていない業種の事業者については、消滅時効が10年から5年に短縮されることとなりますので注意が必要です。

図3：現行民法における業種別短期消滅時効

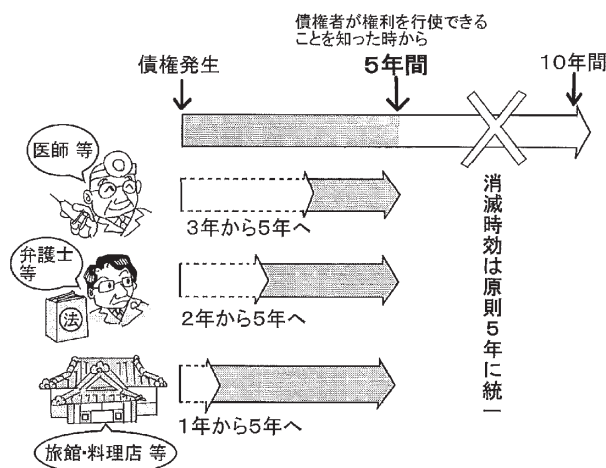
<b>（3年の短期消滅時効）第170条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権</li> <li>・工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権</li> </ul>
<b>（2年の短期消滅時効）第172条・第173条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権</li> <li>・生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権</li> </ul>
<b>（1年の短期消滅時効）第174条</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運送賃に係る債権</li> <li>・旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権</li> <li>・動産の損料に係る債権 など</li> </ul>

図2：消滅時効の改正法案

- ・債権者が権利を行使することができることを知ったとき（支払期限がきたとき）から5年
- ・（債権者が知らなくても）権利を行使することができるときから10年（現行民法と同様）
- ・業種ごとに異なる短期消滅時効の規定の削除（商事時効を5年と定めた商法第522条削除）

一般に債権者が「債権が発生したとき（権利を行使することができる）」を知らないことは考えにくいいため、消滅時効は原則5年に統一されます。

現行民法において短期消滅時効が適用されている業種の事業者については5年に延びますが、逆



〔質問3〕

法定利率が3%に引き下げられるそうですが、現行と比較してどのような改正が予定されているのですか。

〔回答〕

金銭債権に利息が付される場合、その利率は当事者間の合意によって定めるケースが一般的ですが、当事者間で定めない場合、法律で定められた利率が適用されることになります。前者の利率を「約定利率」、後者の利率を「法定利率」といいます。

法定利率について、現行民法第404条では「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、**年5分**とする。」と定めています（**民事法定利率**）。また、商取引の場合には、通常取引よりも多くの利益を生み出す可能性があること等の理由から、商法514条において「商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、**年6分**とする。」として、利息を生ずべき債務が商行為によって発生した場合には、民法よりも高利な法定利率を定めています（**商事法定利率**）。

民事法定利率の5%という利率は、1896年の民法制定以来変更されておらず、長期化している低金利時代の現状の金融市場環境とは大幅に乖離していることが従来から指摘されてきました。

そこで改正法案では、**民事、商事ともに法定利率をまずは3%に引き下げ、その後3年ごとに見直す変動制に改正**するとされています（当初3%±変動利率）。

〔質問4〕

かねてから大きな社会問題とされてきた第三者による個人保証について、一定の制限を加える新たなルールが盛り込まれるとのことですが、具体的にどのような内容ですか。

〔回答〕

一般に、多くの中小企業や個人事業主においては、家計と経営が未分離であることや財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、融資を受けるに際して、経営者が個人保証をして信用を補完するケースがあります。

他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘があります。義理人情で保証人になり、後日予想もしていなかった多額の債務の負担を求められ、結果、財産喪失、失職、家庭崩壊、人間関係破綻にまで追い込まれたというような悲惨な事例が少なくありません。こうした実態はかねてから大きな社会問題になっていました。

そこで改正法案では、個人保証について、一定の制限が規定されます。これは連帯保証の場合も同様です。経営者以外の第三者である個人が事業のための借入れ（事業性借入）の保証人になる場合は、その保証契約締結の日前1か月以内に作成された公正証書において、「保証債務を履行する意思」を表示していなければ、原則として無効に



なるというものです。これは、**改正法施行後の保証から適用**されます。

図4：「公正証書」の作成方式（改正法465条6）

保証契約締結の日前1か月以内に作成する「公正証書」の記載内容と手続は以下の通りです。

- ① 保証契約を締結し、保証人が次の事項を公証人に口授する。
  - ・主たる債務の債権者及び債務者
  - ・主たる債務の元本
  - ・従たるすべてのもの（利息、違約金、損害賠償等）の定めの有無及びその内容
  - ・主たる債務者が債務を履行しないときには、債務全額について履行する意思（連帯保証の場合はその旨の意思）を有していること
  - ・根保証契約の場合は、主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、極度額、元本確定期日の有無及びその内容並びに極度額の限度で債務全額について履行する意思を有していること
- ② 公証人が、保証人の口述を筆記し、保証人に読み聞かせ又は閲覧させる。
- ③ 保証人が、筆記の正確なことを承認した後、署名し押印する（保証人が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる）。
- ④ 公証人が、その証書は上記すべての方式に従って作成したものである旨を付記して、これに署名押印する。

ただし、この個人保証の制限には例外があります。主たる債務者が法人の場合、その法人の理事、取締役、執行役などが保証人になる場合には、保証の制限は適用されません。これらの者が保証人になる場合には公正証書は不要です。また、その法人の総株主の議決権の過半数を有する者も適用が除外されます。

これは、経営者本人をはじめとする個人保証が

中小企業に対する円滑な金融のバックボーンをなすものもあり、貸し渋りなど中小企業金融に閉塞が生じないように配慮したものとされています。

一方実務では、個人保証に頼らない融資慣行の確立に向けた動きも見られています。例えば、政府系金融機関や信用保証協会においては、特別な事情がある場合を除き、第三者保証人徴求が原則禁止されています。また、金融庁は、金融機関向けの監督指針において、「融資にあたり、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」旨の指針改正を行っています。

中小企業経営者の個人保証のない融資を促進するために、金融庁や中小企業庁などの関与の下、中小企業、経営者、金融機関共通の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、

- ① 会社と経営者の関係が明確に区分・分離されている
- ② 財務基盤の強化が図られている
- ③ 経営の透明性が確保されている

などの一定の要件を満たす経営者に対して、経営者保証を求めない融資も行われています（2014年2月から適用が開始されています）。

〔質問5〕

インターネット通販をよく利用しますが、新たに「定型約款」という規定が設けられると聞きました。これはどのようなものですか。

〔回答〕

事業者が不特定多数の者と取引する際に用いる定型的な契約条項を「約款」といいます。

インターネットショッピングや通信販売など新



たな契約類型や決済手段等が一般化しつつある昨今、約款に関する民法の規定が存在しないために、インターネットショッピングや通販事業者は不安定な状態でビジネスを行い、その相手方もまたあいまいな立場で取引が行われてきました。

そこで改正法案では「定型約款」という新たな規定が設けられます。約款に関する新たな規定として、①定型約款の定義、②定型約款のみなし合意の要件（約款の個別条項に明確に合意していなくても約款が拘束力を有する要件）、③約款の不当条項の効力否定、④約款の内容表示義務、⑤契約成立後の約款変更の要件、などが示されました。

改正法案では定型約款を次のように定義しました。

＜定型約款の定義＞

**定型約款とは…**  
 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）において、契約の内容を補充することを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。

整理すると、次の4つの要件を満たす条項の総体が定型約款ということになります。

- ① 相手方が不特定多数であること
- ② 内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的な取引（定型取引）で用いられること
- ③ 契約の内容を補充することを目的とすること
- ④ 定型取引の当事者の一方が準備したものであること

この定型約款の「個別の条項」を契約の内容にするために「みなし合意」の規定が設けられ、定型約款が契約内容であることを事業者が明示していれば、相手が約款を理解していなくても正式に契約したものとみなされるという規定です。例えば、インターネットショッピングで約款条項について「同意します」をクリックすれば、正式に契約したものとみなされます。「みなし合意」の条件は、

- ① 定型約款を契約内容とする旨の合意をしたとき

- ② 定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約内容とする旨を相手に表示していたとき

とされています。

一方で、「みなし合意」を無条件で是認すると、例えば、「当社はいかなる事情があっても一切の責任を負いません」という条項を定めた会社が意図的に注文品と異なる粗悪品を送付した場合でも、法的責任を追及できないことになり、明らかに正義公平に反します。そのため改正法案では、相手方の利益を一方的に害するような規定は信義則違反として無効になります。これは、定型約款の相手方の不意打ちになる条項等を除外するためです。

また、①相手の利益になる場合、②契約目的に反しない合理的な場合（事業者にとって必要な場合）は、契約後相手方の合意がなくても事業者の判断で定型約款を変更することを可能としています。

〔質問6〕

マンションなどの賃貸借契約において、敷金の返還をめぐるトラブルが多いと聞いていましたが、今回どのような改正が予定されていますか。

〔回答〕

敷金の返還については現行民法に具体的な規定はなく、また、国土交通省住宅局が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（1998年3月公表）がありますが、民間賃貸住宅の賃貸借契約については、「契約自由の原則により、民法、借地借家法等の法令の強行法規に抵触しない限り有効であって、その内容について行政が規制することは適当ではない」という観点から、原状回復に係るトラブルの未然防止と迅速な解決のための方策を示したものに過ぎず、法的な拘束力を持つものではありませんでした。

その後も、原状回復をめぐるトラブルは増加を続けていたため、国土交通省は新しい裁判例を追加するなど所要の改訂を行い、原状回復ガイドラインの一層の具体化を進めたほか、原状回復のためのルールを普及させるために手順を明確化させるなどの内容を取り入れた再改訂版を公表しています。しかし、「原状回復の内容、方法等につい

ては、最終的には契約内容、物件の使用の状況等によって、個別に判断、決定されるべきもの」として、原状回復の問題をはじめ、賃貸住宅をめぐるトラブルが発生した場合の解決は、「当事者間の相対による交渉により図られることとなるが、相対交渉によって解決しない場合、最終的には裁判により決着を図る」とする考え方が示されています。

また、最高裁判所判決（平成17年12月16日）において、「賃借人に通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に同義務が認められるためには、少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約（通常損耗補修特約）が明確に合意されていることが必要である」として、賃貸物件の通常の使用による損耗、汚損はその家賃によってカバーされるべきであるという見解を

示しており、これ以降、特例の有効性に関しては同様の考え方を基本としています。

改正法案では、「賃貸人は、敷金を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。」として、敷金を「賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」と明確に定義付けた上で、単なる経年劣化は借主に修理義務がないことが明文化されます。

この改正法案は、強行規定ではなく任意規定のため、他の法律に違反しない限り賃貸借契約上の特約が優先されることになると考えられます。特に不動産賃貸業を営む事業者については、新たな契約の締結において、原状回復義務の特約条項をどうするか、付さない場合、賃貸物件の通常の使用による損耗、汚損の修繕費をカバーするための賃貸料の設定を検討することも重要になってきます。

※民法改正項目は約200項目に及び、その他の改正点についての詳細は、法務省のホームページに掲載されています。

「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（法務省 HP）

<http://www.moj.go.jp/content/001127038.pdf>

※その他本稿で使用した資料等は以下の各サイトでご確認いただけます。

「民法の一部を改正する法律案」（衆議院 HP）

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18905063.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18905063.htm)

「個人保証制度見直しの背景」（中小企業庁金融課 HP）

[http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kanminrenkei/k\\_2/pdf/s4-1-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/kanminrenkei/k_2/pdf/s4-1-1.pdf)

「経営者保証に関するガイドライン」（金融庁 HP）

<http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline.pdf>

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（金融庁 HP）

<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20150731-7/02.pdf>

「主要行等向けの総合的な監督指針（平成27年6月）」（金融庁 HP）

[http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/03d2.html#03\\_10](http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/03d2.html#03_10)

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」平成23年8月（国土交通省住宅局）

<http://www.mlit.go.jp/common/000991390.pdf>